

国立研究開発法人産業技術総合研究所スペース管理規程

制定 平成28年3月31日 27規程第112号

(16規程第54号の全部改正)

最終改正 平成28年6月29日 28規程第46号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）のスペース管理の基本となる事項を定めることにより、機能的かつ効率的なスペースの利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 スペース 研究所が所有し、又は借用する土地及び建物をいう。ただし、特定の部門等が占有するために研究所が借用するものは除く。
- 二 スペース利活用 スペースを適切に配分し有効に利用することをいう。
- 三 事業所等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第5条第3項に規定する東京本部、研究拠点及び事業所をいう。
- 四 部門等 組織規程第3章に規定する組織及び組織規則（26規則第6号）第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び連携研究ラボをいう。
- 五 所長等 事業所等の所長又は事業所長をいう。

(スペース利活用推進委員会)

第3条 研究所に、スペース利活用推進委員会を置く。

- 2 スペース利活用推進委員会は、研究所のスペース利活用に関する事項について審議し、及びこれに関する方針及び計画を定めるほか、必要があると認めるときは、次条に規定する事業所等スペース委員会に対し、意見を述べることができる。
- 3 この規程に定めるもののほか、スペース利活用推進委員会の審議事項、組織、運営等について必要な事項は、要領で定める。

(事業所等スペース委員会)

第4条 事業所等に、事業所等スペース委員会を置く。

- 2 事業所等スペース委員会は、その置かれる事業所等のスペース利活用に関する事項を審議する。
- 3 この規程に定めるもののほか、事業所等スペース委員会の審議事項、組織、運営等について必要な事項は、要領で定める。

(スペースの申請)

第5条 部門等の長は、スペースの利用を希望する場合には、所長等に当該スペースの配分を申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請以外の申請については、事業所等スペース委員会が別に定める。

(スペースの配分)

第6条 所長等は、前条の申請があったときは、事業所等スペース委員会にそのスペースの利用の可否を諮問し、当該事業所等スペース委員会の答申を踏まえ、その置かれた事業所等のスペースを部門等に配分し、利用させることができる。

2 所長等は、第3条第2項の規定によりスペース利活用推進委員会が意見を述べたときは、これを勘案して部門等にスペースを配分し、利用させなければならない。

(特別な配分)

第7条 所長等は、第5条第1項の申請によらず、事業所等スペース委員会にスペースの利用の可否を諮問し、当該事業所等スペース委員会の答申を踏まえ、スペースを配分することができる。

(スペースの適正管理)

第8条 スペースの配分を受けた者は、配分されたスペースを有効に利用し、また、適正に管理しなければならない。

2 所長等は、その置かれる事業所等のスペースの管理の状況を把握し、これを監督しなければならない。

(産学官連携共同研究施設)

第9条 研究所に、産学官連携共同研究施設を置き、産学官一体の技術開発体制の実現を可能とし、研究所の技術ポテンシャルを活用した新産業及びベンチャー企業の創出、育成を支援するための技術開発を行う。

2 産学官連携共同研究施設を置くことができる建物は、要領で定める。

3 スペース利活用推進委員会は、前項に規定する建物のうちから、第1項に規定する目的に従い産学官連携共同研究施設を指定する。

4 産学官連携共同研究施設の利用手続及び施設の運営管理等並びに利用の適否の審査については、要領に定める。

(産学官連携共同研究施設統括責任者)

第10条 研究所に、産学官連携共同研究施設統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、イノベーション推進本部長をもって充てる。

2 統括責任者は、産学官連携共同研究施設の管理運営を統括する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、スペースの配分及び管理に必要な事項については、要領に定める。

附 則 (27規程第112号・全部改正)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(スペース有効活用審査委員会及びスペース監理委員会要領の廃止)

第2条 スペース有効活用審査委員会及びスペース監理委員会要領(16要領第58号)は、廃止する。

附 則（28規程第46号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。